

白井市市民参加推進会議規則

平成16年10月22日

規則第24号

改正 平成23年3月31日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、白井市市民参加条例(平成16年条例第15号)第25条第8項の規定により、白井市市民参加推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出、意見の聴取等)

第4条 推進会議は、必要があると認めるときは、市長に資料の提出を求め、又は関係者に対し出席を求め、意見若しくは説明を聞くことができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、市民経済部市民活動支援課において処理する。

(一部改正〔平成23年規則11号〕)

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第11号)抄

この規則は、平成23年4月1日から施行する。